③　漁獲割当割合の有効期間
　一管理年度の期間
④　漁獲割当割合の設定基準
ア　漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第１項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
イ　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度８月末日までの３年間をいう。以下この別紙において同じ。）におけるべにずわいがに日本海系群の漁獲量（⑴①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。
ウ　次の㋐又は㋑のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。
　㋐　(a)及び(b)を合計した割合（小数点第８位以下を切捨てたものとする。）
　　(a)　40パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合
　　(b)　60パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が０パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の平均の漁獲量（漁獲量が０の場合を含む。）に応じて按分して得た割合
　㋑　申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合
エ　ウ㋐(b)の漁獲量について、次の㋐から㋒までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該㋐から㋒までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。
　㋐　基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第２号又は第３号の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合　当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値
　㋑　基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第２号又は第３号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可に基づき法第39条第１項の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合　当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶の⑴①の水域における当該船舶のべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量を加えた数量）
　㋒　当該船舶によりかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合　当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第２号又は第３号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の⑴①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値
⑤　漁獲割当割合設定者の資格
　日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者
⑥　年次漁獲割当量を設定する日
　毎管理年度の８月15日まで
⑦　漁獲量等の報告に係る期限
　陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
⑧　年次漁獲割当量の控除の係数
　規則第17条第１項の資源管理基本方針に定める係数は１とする。
⑨　漁獲割当割合の削減の基準
　本則第12のとおりとする。
２　べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業
⑴　当該大臣管理区分に関する事項
①　水域
　日本海べにずわいがに漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第５の９の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第５の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）
②　漁業の種類
　大臣許可漁業のうち、日本海べにずわいがに漁業を除いたもの
③　漁獲可能期間
　周年
⑵　漁獲量の管理の手法等
①　当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
②　漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
　全量を、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。
第７　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
　該当なし。